

案件概要表（専門家）

派遣国名	グアテマラ
協力対象国名	グアテマラ
指導科目	算数数学教育アドバイザー
指導科目（英）	Math Education Advisor
配属機関	教育省
配属機関（英）	Ministry of Education
任地 ※全角カナ	グアテマラシティ
派遣予定 M/M	14MM

当国においては 1996 年の内戦終了後、基礎教育の立て直しが図られ、2000 年代前半にかけて就学率が大幅に改善した。一方で、2001 年に実施された国家学習達成度評価プログラムの結果、児童の基本的な知識に係る習熟度は非常に低いことが明らかになった（初等 3 年生：読み書き 55.3%、算数 46.1%、初等 6 年生：読み書き 48.5%、算数 59.3%）。

かかる状況に対し、我が国は青年海外協力隊チーム派遣や技術協力プロジェクトを実施し、同国の初等算数教育の質の改善に努めてきた。JICA プロジェクトにて開発された算数教科書が 2010 年に全国配布され、2013 年に行われた学力比較地域調査（UNESCO の一組織 LLECE 実施）の結果では、2006 年の同調査結果に比較し、3 年生と 6 年生の算数テストでは成績が大きく伸びたことが確認されている（3 年生：+43.59 点（2006 年：457.1 点 / 2013 年：500.69 点） / 6 年生：+32.17 点（2006 年：455.81 点 / 2013 年：487.98 点））。

要請背景

また、2016 年からは、初等教育からの一貫性に欠け、国家学習達成度評価結果が芳しくない中等数学において数学教育の質の改善プロジェクトを実施し、系統的で分かりやすい前期中等 3 学年分の数学科教科書・教師用指導書の開発と同教材活用のための教師教育の支援に取り組んだ。この結果、グアテマラにとって初の国定数学教科書が完成し、学習者は、一定の質を確保した共通の学習教材を使用して学習できるようになった。

上記の通り、当国の算数・数学教育の質は改善されつつあるものの、2018 年の途上国向け国際学力調査（PISA-D）結果ではラテンアメリカ平均より、特に算数・数学知識において低く、基礎的習熟度レベルに到達していない生徒は 89%にも上る。

	当国の算数・数学教育の質の改善のためには、学校現場における教科書・指導書の活用の定着を進めると同時に、教員に対する研修システムの改善などに取り組む必要がある。このため、当国の算数・数学教育の向上に資する提言・提案を行うことが可能なアドバイザーの派遣が求められている。
派遣の目的	初等・中等前期教育段階において、開発済の国定教科書・指導書の活用策及び教師教育制度の強化策が提案されることにより、算数・数学教育の質の改善に向けた体制が強化される。
期待される成果	1. 初等算数と中等前期数学の教科書・指導書の有効活用策が提案される。 2. JICA プロジェクトで開発した算数・数学の教科書・指導書が効果的に活用されるような教師教育制度の強化策が提案される。
活動内容	1-1. 算数・数学教科書と同指導書の配布・使用状況に関する情報を収集・分析する。 1-2. 1-1. の活動と協力校を対象とした定期モニタリングを通じて算数・数学教科書と同指導書の活用状況を把握し、優良事例や課題を取りまとめる。 1-3. 1-1. と 1-2. の結果に基づいて改善策を取りまとめる。 2-1. 教員養成・教員研修制度の現状と課題について情報を収集・分析する。 2-2. 教科書と指導書を活用して、学習者の学びの改善を実現させる上での教師教育制度に関する課題を抽出・分析する。 2-3. 2-1. と 2-2. の結果に基づいて改善策を取りまとめる。 3-1. 活動 1-1. ～2-3. で得られた知見を中米域内関係者と共有する。

以上

案件概要表

技術協力プロジェクト

2019 年 03 月 12 日 現在

主管区分：本部主管案件

人間開発部

案件名	(和) 前期中等数学科教育の質改善プロジェクト (英) Project for the Improvement of the Quality of Lower Secondary Mathematics Education
対象国名	グアテマラ
分野課題 1	教育-前期中等教育
分野課題 2	
分野課題 3	
分野分類	人的資源-人的資源-基礎教育
プログラム名	貧困層の生活改善プログラム
援助重点課題	貧困地域の社会・経済開発
開発課題	貧困層の生活改善
プロジェクトサイト	優先地域から段階的に全国
署名日(実施合意) (*)	2016 年 10 月 05 日
協力期間 (*)	2016 年 11 月 15 日 ～ 2019 年 07 月 26 日
相手国機関名 (*)	(和) 教育省、サンカルロス大学中等教員養成校 (英)

プロジェクト概要

・背景

(1) 当該国における教育セクターの現状と課題

内戦終了から間もない 1997 年には 72%（世界銀行）にまで落ち込んでいた初等教育の純就学率は、2001 年には 84%（世界銀行）になるなど、教育へのアクセスには大きな向上が見られた。しかしながら、2001 年に実施された国家学習達成度評価プログラム（PRONERE）の結果、児童の習熟度が全般的に低いこと（正答率は初等 3 年生：読み書き 55.3%、算数 46.1%、初等 6 年生：読み書き 48.5%、算数 59.3%）が明らかとなった。我が国は青年海外協力隊チーム派遣による「初等教育算数科 学力向上プロジェクト」（2003～2005 年）、技術協力プロジェクト「算数指導力向上プロジェクト」（GUATEMALA;TICA、2006～2009 年）、「算数指導力

向上プロジェクト2」(GUATEMALA TICA 2、2009～2012 年)、個別専門家等を通じて、同国の算数教育の質改善に取り組んできた。

国連教育科学文化機関(UNESCO)の一組織であるラテンアメリカ教育の質評価のためのラボラトリー(LLECE)が実施した第三回地域比較・分析調査(TERCE、2013)では、第二回調査(SERCE、2006)と比較して、小学3年生の平均点は457.10から500.69に、小学6年生の平均点は455.81から487.98に上昇したという結果が見られた。同様に域内順位は第二回調査に参加した15か国、第三回調査に参加した16か国のうち、小学3年生は14位から11位に、小学6年生は13位から11位に上昇したことが報告されている。

上記の結果を踏まえ、我が国の継続的な教育協力が評価され、初等教育では系統性に配慮した国定の教科書・指導書が整備されている。それに対し中等教育では数学科の国定教科書・指導書は依然として未整備である。初等から中等教育にかけての算数・数学教育に一貫性がなく、中等教育では、教員養成課程での教えに基づき、旧態依然としたいわゆる教師主導型の数学教育が行われていることが課題となっている。教育省が2013年に実施した算数・数学の達成度調査において基準に達した生徒の割合は、初等6年生で45.8%であるのに対し、中等3年生(基礎サイクル3年生、日本の中学3年生に相当)では18.4%であるなど結果も芳しくない。中等教育における効率的・効果的な数学教育の実現、一貫性のある算数・数学教育の実現のため、GUATEMALA TICA 様式を踏襲した系統的で分かりやすい中等数学の教科書・指導書の開発、および同教材の活用を促進するための教師教育の改善が期待されている。

(2) 当該国における教育セクターの開発政策と本事業の位置づけ

教育に関する重要な法規は1985年の憲法、1991年の教育法及び1996年の和平協定である。具体的な政策では、政権を超えた長期的な政策・計画は作成されていないが、教育の課題が大きく変わることはない。2008年に設置された全国教育審議会はグアテマラ各界から委員が出ており、政党を超えた長期的なビジョンを打ち出している。ここで提案されている国家教育計画では、1)教育の普及、2)教育の質向上、3)教育プロセスへの参加、4)教職員の資質向上、5)多文化・異文化バイリンガル教育の推進、6)教育予算の拡大、7)民主的な生活、8)制度の強化と分権化の推進、9)教育制度やカリキュラムの民主化を計画の柱としている。

2016年1月に発足した現政権から5月に発表された政府一般政策2016-2020(Politica general de gobierno 2016-2020)によると、新政権は初等

教育を重視していることが述べられている。また、教育省の教育戦略計画 2016-2020 (Plan Estratégico de Educación 2016-2020) によると、前期中等教育の就学率に関して、2015 年の 46%から 50%に上昇させることが目標であると記されている。さらに、同教育戦略計画からは、教育の質の向上など全国教育審議会の示した方向性を踏襲していることが伺える。

(3) 教育セクターに対する我が国及び JICA の援助方針と実績

2015 年 9 月の国連持続可能な開発サミットにおいて「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、教育分野の国際目標として「すべての人にインクルーシブかつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」(SDG4) が定められた。これを受けて、我が国は「平和と成長のための学びの戦略」を策定し、包摂的かつ質の高い学びに向けた教育協力を実施することとしている。JICA 教育協力ポジションペーパー (2015 年 10 月) では、「学びの改善に向けた質の高い教育」や「グローバル・リージョナルな学び合いの促進」を重点分野として位置付けており、本プロジェクトは、これら援助方針に沿ったものである。また、本プロジェクトは我が国の対グアテマラ国別援助方針の重点分野「貧困地域の社会・経済開発」に寄与するものであり、人々の生活や基礎ニーズそのものに焦点をあてた支援を行う JICA 協力プログラム「貧困層の生活改善」に位置づけられている。

教育セクターにおける我が国の主な援助実績としては、上述の算数・数学教育の改善を目指した一連のプロジェクトの実施や個別専門家の派遣、「小学校教諭」をはじめとした教育分野の青年海外協力隊員の継続的な派遣が挙げられる。

本案件は、エルサルバドル、ホンジュラス、ニカラグアとともに「算数大好き」広域プロジェクト 2 (Me gusta Matemática 2) を構成する。今回の広域プロジェクトでは、前期中等数学の教科書・指導書開発を各国プロジェクトの共通コンポーネントとし、エルサルバドルを拠点国として業務の効率化、学び合いを行う。

・上位目標

前期中等教育課程数学科において、改訂されたカリキュラムに則った教育活動が実施される。

・プロジェクト目標

前期中等教育課程数学科において、改訂されたカリキュラムに則った教育活動が導入される。

・ 成果

- 1) 前期中等教育課程全 3 学年の数学科教科書及び教師用指導書が作成される。
- 2) 前期中等教育課程の数学科教員に対する導入研修システムが強化される。
- 3) 前期中等教員養成課程の数学指導法講座で用いる教官用指導書が作成される。

・ 活動

- 0) 広域プロジェクト活動に参加する。
- 1)-1 前期中等数学科の教科書及び教師用指導書の編集方針を策定する。
- 1)-2 改訂されたカリキュラムに則り、学習テーマ及びその内容の年間授業時数配分を行う。
- 1)-3 年間学習指導計画を策定する。
- 1)-4 単元指導計画を策定する。
- 1)-5 バリデーション用教科書及び教師用指導書のドラフトを作成する。
- 1)-6 パイロット校におけるバリデーション活動の調整をする。
- 1)-7 バリデーションを実施する。
- 1)-8 バリデーションで得られた知見をもとに、教科書及び教師用指導書を修正する。
- 1)-9 教科書及び教師用指導書を編集する。
- 2)-1 これまでに実施されてきた前期中等教育課程の数学科現職教員研修プログラムを分析する。
- 2)-2 作成された教材に関する導入研修の内容をデザインする。
- 3)-1 前期中等教員養成課程の数学指導法講座カリキュラムを分析する。
- 3)-2 前期中等教員養成課程の数学指導法講座で用いる教官用指導書を作成する。
- 3)-3 前期中等教員養成課程の数学指導法講座で用いる教官用指導書の普及活動を同講座実施大学を対象に実施する。

・ 投入

- ・ 日本側投入
 - 専門家派遣

- コーディネーター
- 数学教育
- その他必要に応じて
 - ・バリデーショ用教科書及び教師用指導書の印刷費用
 - ・教員研修で配布する前期中等数学科の教科書及び教師用指導書の印刷費用
 - ・広域プロジェクトセミナー参加経費等、広域活動関連経費
 - ・本邦研修への参加経費
 - ・教材作成に必要な機材（コンピュータ、ソフトウェア、プリンター、コピー機など）
- ・相手国側投入
 - ・カウンターパート（以下、C/P）の配置
 - プロジェクト・ディレクター
 - プロジェクト・コーディネーター
 - 教育省数学技官・EFPEM/USAC 数学教員
 - ・開発した教科書及び教師用指導書の印刷・配布経費
 - ・その他（教育省内における JICA 専門家およびプロジェクト C/P が使用する家具付きプロジェクト執務スペース、光熱費等）
- ・外部条件
 - プロジェクト期間中、カウンターパートが継続的に勤務する。

実施体制

- ・現地実施体制
- ・国内支援体制（*）

関連する援助活動

- ・我が国の援助活動
 - 教育分野の青年海外協力隊の派遣の他、「算数・数学教育」、「へき地教育」をテーマとする課題別研修が本邦で実施されている。また 2017 年度からは、「インクルーシブ教育」をテーマとする課題別研修も実施する予定である。

- ・他ドナーの援助活動

既述のように、教育を支援する他ドナーは多いが、数学教育のコンテンツ開発に特化した援助を行っている他ドナーはいない。

(*) 該当する場合のみ記載

案件概要表

技術協力プロジェクト

2019 年 02 月 27 日 現在

主管区分：本部主管案件

人間開発部

案件名	(和) 妊産婦と子どもの健康・栄養改善プロジェクト (英) Project for Maternal and Child Health and Nutrition Improvement
対象国名	グアテマラ
分野課題 1	保健医療-母子保健・リプロダクティブヘルス
分野課題 2	
分野課題 3	
分野分類	保健・医療-保健・医療-保健・医療
プログラム名	貧困層の生活改善プログラム
援助重点課題	貧困地域の社会・経済開発
開発課題	貧困層の生活改善
プロジェクトサイト	キチェ県のキチェ保健管区の 10 市及びイシル保健管区の 2 市
署名日(実施合意) (*)	2015 年 11 月 06 日
協力期間 (*)	2016 年 06 月 2 日 ～ 2020 年 06 月 1 日
相手国機関名 (*)	(和) 保健省ヘルスケア統合システム局、キチェ保健管区事務所、イシル保健管区事務所 (英)

プロジェクト概要

・背景

グアテマラ国（以下「グ」国）は中米諸国の中で母子保健指標の改善が遅れており、妊産婦死亡率 140（出生 10 万対）、新生児死亡率 15（出生千対）、乳児死亡率 25.8（出生千対）と全てにおいて周辺国のエルサルバドル国、ホンジュラス国、ニカラグア国よりも高い値を記録している（UNICEF,2014 年）。グ国における妊産婦死亡の主要原因は、産褥敗血症や胎盤遺残、産後出血が多く、ほとんどが分娩中または分娩後に起因するものであることから、専門技能者による産前・分娩時・産後を通じた継続ケアが求められている。この傾向は、36 年に及ぶ内戦の犠牲者や先住民

族が多く居住する西部地域において顕著となっている。また、グ国では49.8%の5歳未満児が慢性栄養不良の状態にあり、この値は中南米地域において最も高く、また世界では4番目に高い値（WFP,2014年）であることから、母子保健と併せて栄養改善への取り組みが急務となっている。グ国での栄養課題の特徴として、急性栄養不良が少なく、慢性栄養不良の割合が高いことが挙げられ、その要因は妊娠期の低栄養に由来する胎児期の低栄養、母乳育児の不徹底とその後の不適切な乳児補完食の摂取にあるとみられている。また、先住民と非先住民間の慢性栄養不良の割合は大きく開いており、先住民では69.5%、非先住民では35.7%となっている（WHO,2018年）。グ国内において特に栄養不良状況が深刻な県の一つが、先住民の多いキチェ県である。母子の健康及び栄養の課題に対して重点的な対応が求められる中、政策・戦略の策定、各施設が提供する保健医療サービスを示した規範・規程の制定、同規範・規程に基づくサービス実施の統括等を担う保健省は、第1次から第3次レベルの医療施設において母子・栄養サービスの強化を図っているが、プライマリヘルスケアサービスの実施を担う各県保健事務所管轄下において、また病院において、適切なサービスが十分に提供できておらず、未だ妊産婦と2歳未満児の健康・栄養状態が改善されていないことが課題となっている。グ国の国家長期開発計画（2014～2032年）で保健分野は開発重点分野「人々の福祉」に位置付けられ、母子保健及び栄養は優先事項とされている。また、2013年に開始された「飢餓ゼロ計画」では、4年間で5歳未満児の慢性栄養不良率を10%削減することを目標に掲げている。さらに、2014年に保健省は「国家保健戦略計画2014-2019」を策定し、重要分野の一つとして各施設での医療サービス及び医療サービス網の強化を挙げている。本プロジェクトは、これらの戦略に沿うものであり、対象地域において保健管区事務所の母子保健・栄養サービスの運営能力向上、保健医療施設における母子保健・栄養サービスの改善、コミュニティ活動の強化を通じ、妊産婦と2歳未満児に対する母子保健・栄養サービスが改善されることを目指した事業として位置付けられている。

- ・上位目標

キチェ県において妊産婦と5歳未満児の健康・栄養状態が改善される。

- ・プロジェクト目標

キチェ県対象地域において妊産婦と2歳未満児に対する母子保健・栄養サ

ービスが改善される。

・ 成果

成果 1：キचे保健管区及びイシル保健管区事務所の母子保健・栄養サービスの運営能力が向上する。

成果 2：三次保健医療施設と連携して、一次・二次保健医療施設の母子保健・栄養サービスが向上する。

成果 4：プロジェクトの結果が保健省の戦略実施において認知され、対外的に発信される。

・ 活動

0-0：先行プロジェクトのレビューによる現状分析調査、既存のガイドラインや教材等の調査、ベースライン調査、指標の設定を行う。

1-1：第一次・第二次レベル保健医療施設に対する母子保健・栄養サービスのモニタリング・スーパービジョンを定期的実施する。

1-2：5 歳未満児の急性栄養不良及び妊産婦の死亡症例検討会の結果を母子保健・栄養関連の活動にフィードバックする。

2-1：対象地域で使用されている言語を用いた教育教材と既存の教材を十分に供給する。

2-2：第一次から第三次レベル保健医療施設に母子保健・栄養サービスの改善に必要な基礎的な医療機材を整備する。

2-3：第一次から第三次レベル保健医療施設の保健人材に対する母子保健・栄養サービスに関する研修を実施する。

2-4：研修を実施後、研修受講者の知識及び技術を評価する。

2-5：妊婦の体格指数（Body Mass Index: BMI）に応じた妊娠期に適切な栄養（カロリーとタンパク質）に関する教育計画を提供する。

3-1：第一・第二次レベル保健医療施設と共に、コミュニティリーダーに対する母子保健・栄養研修を実施する。

3-2：第一・第二次レベルの保健医療施設と共に、コミュニティリーダーの母子保健・栄養関連の活動の実施を促進する。

3-3：定期的な会議等を通じて、コミュニティリーダーがコミュニティで実施した活動を発表する。

4-1：プロジェクトの成果を定量的・科学的に検証する。

4-2：保健省が開催する会議でプロジェクトの成果を発表する。

4-3：プロジェクトの成果を周辺国に発信する。

・ 投入

・ 日本側投入

- ① 専門家：チーフアドバイザー/地域保健、母子保健、栄養改善、ヘルスプロモーション・住民参加、業務調整/研修計画
- ② 現地活動費
- ③ 機材供与：母子保健・栄養関連機材、車輛等
- ④ 研修：母子保健・栄養など必要に応じて本邦研修、第三国研修

・ 相手国側投入

- ① 合同調整委員会および運営委員会メンバーの任命
(合同調整委員会)
プロジェクト・ディレクター：保健省ヘルスケア次官
プロジェクト・マネージャー：キチェ保健管区事務所長、イシル保健管区事務所長
大統領府企画庁、ヘルスケア統合システム局長、保健情報管理システム局長
(運営委員会)
キチェ保健管区事務所長、イシル保健管区事務所長、両保健管区の技術チーム、両保健管区病院長
- ② 本省と両保健管区事務所での執務スペースと基本的な執務備品の確保
- ③ プロジェクト事務所の光熱費
- ④ カウンターパート（両保健管区の保健人材）の人件費

・ 外部条件

グアテマラ政府にとって母子保健・栄養が優先課題であり続ける。
グアテマラ政府の保健における基本方針が継続する。
多数の研修受講者が異動しない。

実施体制

・ 現地実施体制

・ 国内支援体制 (*)

関連する援助活動

・我が国の援助活動

- ①技術協力プロジェクト「ケツアルテナンゴ県こどもの健康プロジェクト」（2005 年～2009 年）
- ②技術協力プロジェクト「ケツアルテナンゴ県、トトニカパン県、ソロラ県母とこどもの健康プロジェクト」（2011 年～2015 年）
- ③個別専門家「農業計画アドバイザー」（2013 年～2015 年）
- ④技術協力プロジェクト「地方自治体能力強化プロジェクト」（2013 年～2016 年）

現在実施中の援助活動である上記③④と、活動レベルにおける連携の可能性を検討し、我が国の援助活動の相乗効果を図る。

・他ドナーの援助活動

- ①PAHO は保健省監理調整部をカウンターパートとし、病院活動、サービス戦略、栄養改善における基準の見直しを行うとともに、低体重出生の診断について職員への研修を実施している。
- ②世界銀行は NGO の Child Fund を実施監理団体として、日本社会開発基金（JSDF）を活用し、子どもの成長改善（体の動き、認知、情緒等の発達改善）を目的とした親の能力強化プロジェクト（2015-2018 年）を実施予定である。同プロジェクトの対象にはキチェ県の 3 市（サン・バルトロメ・ホコテナンゴ、サン・ペドロ・ホコピラス、パッツィテ）も含まれていることから、同市における活動内容に関しては調整・連携を図る。
- ③ユニセフの 2015－2019 年の活動対象地域は「飢餓ゼロ計画」優先市 166 市のうち 130 市である。調査時点において対象市が確定していない状況であったが、本プロジェクトの対象市の多くが含まれると推測されるため引き続き情報の共有を行う。「1,000 日間の窓」の 10 の活動のうち、ユニセフが支援しているのは 7 つ（母乳育児の促進と支援、生後 6 ヶ月からの補完食の改善、手洗いを含む衛生習慣の改善、ビタミン A 補給、下痢の治療管理における亜鉛の補給、食塩へのヨード添加によるヨード欠乏症の予防、主食への微量栄養素の添加）である。そのほか、成人と子ども用の身長計、体重計の供与も行っていることから、機材インベントリを作成して情報共有を行うことで、本プロジェクトとの重複を避ける。
- ④USAID の活動対象地域は 5 県にまたがる 30 市であるが、本プロジェクトと重なる市は 4 市（ネバフ、サカプラス、サン・ミゲル・ウスパンタン、

チャフル)である。USAIDはコミュニティレベルを含む一次保健医療施設に対する支援(栄養教材、保健サービス提供、ボランティアの研修等)を行っているため、同一活動地域では、JICAが二次、三次の支援をすることで、相乗効果を促進する。

(*) 該当する場合のみ記載

案件概要表

作成年月日：2020 年 7 月 27 日

業務主管部門名：グアテマラ事務所

課名：グアテマラ事務所

1. 案件名

国名：グアテマラ共和国

案件名：(和名) コミュニティ警察の普及を通じた警察人材育成プロジェクト

(英名) Project for Strengthening of police human resources through the promotion of Community Police Philosophy

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における現状・課題及び本事業の位置付け

グアテマラはホンジュラス、エルサルバドルと並び麻薬組織や若者を中心としたギャング集団による問題を抱える。当国の 10 万人当たり殺人事件発生率は 1999 年の 24.2 から毎年上昇し、2009 年には倍近い 46.3 にまで悪化し、2010 年以降減少傾向であるが、2014 年には世界第 5 位 (39.9) に位置づけられた (国連薬物犯罪事務所 (以下、UNODC) 報告書)。

グアテマラでは 1996 年に内戦が終結し和平合意が締結され、当時事実上軍属とされた国家警察が、市民の安全保障を目的として 1997 年に国家文民警察 (以下、PNC) として新たに設立された。以降、治安改善は政府の最重要政策のひとつと位置づけられ、警察官の増員をはじめとした治安対策が進められてきた。2014 年には防犯にシフトした社会包括的な治安改善を進めるため「統合的地域警察モデル (MOPSIC)」が承認された。同モデルは従来の警察概念から、「地域社会との共存・協力・連携」による犯罪抑制にパラダイムシフトすることを組織として目指すものである。

しかしながら、同モデルの内容は概念の規定を主としており、現場適用のための具体性に乏しく、グアテマラの警察組織が市民のための警察となるには、コミュニティとの連携に基づいた社会包括的な治安改善を推進するアクターとしてのあるべき姿を再教育・浸透させる必要がある。また、36 年間続いた内戦による PNC に対する慢性的な不信感の払拭も早急に対処すべき課題である。

(2) 我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け

対グアテマラ国国別開発協力方針において、同国政府が治安の強化を重要な課題として位置付けていることに鑑み、治安対策への取り組みを可能な範囲で支援することとしている。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、防犯を主眼においた地域警察の概念を PNC に普及させ、警察官の人材育成に取組み、地域住民と連携しながら治安改善を目指すものである。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名：第 12 管区警察署（グアテマラシティ Zona6、18、24、25、一部の Zona17、Chinautla 市、San Pedro Ayumpuc 市、San Jose del Golfo 市、及び Palencia 市を管轄）

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：PNC 警察官

最終受益者：グアテマラ一般市民

(4) 総事業費（日本側）：0.9 億円

(5) 事業実施期間：2016 年 7 月～2019 年 7 月（計 36 か月）

(6) 事業実施体制：PNC 防犯副総局及びオペレーション副総局

(7) 投入（インプット）

1) 日本国側

- ブラジル人専門家の派遣
- ブラジル第三国研修へのグアテマラ人研修員の派遣
- 帰国研修員支援
- プロジェクト活動資金

2) 相手国側

- カウンターパートの配置とコーディネーターの任命
- プロジェクト事務所
- ベーシックサービス（水、電気、インターネット、固定電話など）
- 国内旅費及び移動手段
- ブラジル人専門家滞在中の安全確保

(8) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

- 無償資金協力「国家文民警察学校機材整備計画」（E/N 署名 2002 年）
1.89 億円
- 2008 年から 2013 年まで計 41 名の研修員をブラジル第三国研修に派遣
- 帰国研修員支援
- 課題別研修「地域警察」

2) 他援助機関等の援助活動

グアテマラの治安・司法分野においては、米州開発銀行（IDB）、アメリカ合衆国大使館、米国国際協力庁（USAID）、ヨーロッパ連合（EU）、カナダ政府、スペイン国際開発協力庁（AECID）などの主要ドナーそして国連開発計画（UNDP）やUNODC等の国連機関などが支援を行なっているが、主に、麻薬対策や司法セクターの整備・強化である。韓国国際協力機構（KOICA）は過去にはPNC犯罪捜査副総局への専門家派遣も行っていたが、現在は警察学校施設における講堂建設を行っている。JICA同様、市民安全や地域警察分野に支援を行っているのはアメリカ合衆国政府によるプロジェクトのみである。

(9) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

- ① カテゴリ分類：C
- ② カテゴリ分類の根拠

本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）上、セクター特性、事業特性および地域特性に鑑みて、環境への望ましくない影響が重大でないと判断されるため。

- ③ 環境許認可 N/A
- ④ 汚染対策 N/A
- ⑤ 自然環境面 N/A
- ⑥ 社会環境面 N/A
- ⑦ その他・モニタリング N/A

2) 横断的事項：平和構築支援

3) ジェンダー分類：GI(S)

コミュニティ警察の概念普及のコンポーネントの中には、組織内の女性警

官によって強化されてきたジェンダー配慮に係る項目もあるためジェンダー活動統合案件とする。

<活動内容／分類理由>

(10) その他特記事項

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標:MOPSIC モデルが強化される。

(2) プロジェクト目標:MOPSIC モデルにおいて、防犯副総局及びオペレーション副総局が所管する業務が強化される。

(3) 成果

成果1: 現行のMOPSIC モデル普及状況が評価される。

成果2: MOPSIC モデルの防犯副総局及びオペレーション副総局が所管する部分について、具体的活動のための提案がなされる。

成果3: パイロットプロジェクトを実施する地域における防犯副総局及びオペレーション副総局の警察官の能力が強化される。

成果4: MOPSIC モデルを適用するためのパイロットプロジェクトが実施される。

(4) 活動

1.1 現行のMOPSIC モデル普及状況の評価をベースライン調査を通じて実施する。

1.2 評価結果の検討及びモデル適用に向けた提案書の作成と幹部への報告を実施する。

2.1 MOPSIC モデルの防犯に関する活動の具体的な手法を構築するための技術部会を設置する。

2.2 MOPSIC モデルの防犯及びオペレーションの具体的な手法を作成する。

2.3 パイロットプロジェクトから得られる経験に基づき、MOPSIC モデルの改善を提案・実施する。

3.1 ブラジルにおける地域警察モデルを参考にするため、ブラジルにおける研修やブラジル人専門家を招聘しての現地研修などを実施する。

3.2 MOPSIC モデルを適用に移すためのトレーナーの育成を行なう。

3.3 MOPSIC 普及のために研修教材として使用されるマニュアルなどを作成する。

3.4 パイロットプロジェクト対象地域の警察官詰所に配置されている人材に対して第3国研修や国内研修を行なう。

4.1 パイロットプロジェクト対象地域を選定する。

4.2 対象地域の現状について分析を行うために、ベースライン調査及び市民の

警察に対する認識把握を目的とした調査を実施する。

- 4.3 パイロット地域において、防犯とオペレーションに焦点を当てた活動を実施する。
- 4.4 パイロットプロジェクト実施の評価を行い、統計指標の変化や市民の認識の変化などを把握する。

5. 外部条件

警察の組織方針について、大幅な政策変更がなされない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

(1) インドネシア市民警察活動促進プロジェクト(フェーズ 2)

現場と本部をつなぐメカニズムの構築

本プロジェクトでは、カウンターパートは国家警察本部ではなくブカシ署であり、施策を担う国家警察本部へのフィードバックは、より大きな枠組みである「国家警察改革支援プログラム」のなかで実施されることになっている。しかしながら、このようなメカニズムでは現場と本部との間にタイムラグやギャップが生じやすいこともある。

プロジェクトによりモデル構築し、上位目標においてモデルの全国展開をめざす案件では、実施上の課題や成果を中央レベル(本件の場合は国家警察本部)と共有できるメカニズムをプロジェクトに組み込んでおいたほうが、より効果的と考えられる。

(2) 中米地域(ホンジュラス、エルサルバドル)の類似案件

ブラジル協力庁(ABC)との調整

中米他国で実施されている地域警察案件もブラジル政府との三角協力のもと実施されている。近年、ブラジル政府(ABC)の国際協力機関としてのオーナーシップの高まりから、ブラジル人リソースの活用のための手続きが複雑化している。当初計画に支障をきたす恐れがあるため、ブラジル人リソースの戦略的な投入計画に加え、現地リソースのみで展開が可能となるような計画を策定する必要がある。

7. 事前評価結果

本事業は、グアテマラ国の開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合

致しており、また計画の適切性が認められることから、実施の意義は高い。

8. 今後の評価計画

事業終了時（事業完了報告書）

9. 備考

以 上

案件概要表

1. 案件名

国 名：グアテマラ共和国

案件名：

和名 中小企業の品質・生産性向上に係るファシリテーター能力向上プロジェクト第 2 フェーズ

英名 Project for Development of the Capacities of Facilitators for the Improvement of the Productivity and Quality of Small and Medium Enterprises Phase II

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における民間セクターの開発実績（現状）と課題

グアテマラ共和国（以下、「グアテマラ」）は人口 1,691 万人（世銀、2017 年）、GDP687 億 USD（IMF、2016 年）と、中米域内で最大の経済規模を誇り、実質 GDP 成長率は 2010 年以降前年比約 3%を維持している。産業の GDP 構成比は、製造業 17.66%、卸・小売 11.81%、サービス業 15.75%、農林水産業 13.46%、運輸・倉庫・通信 10.28%、住宅賃貸 9.84%、金融保険 6.18%、建設業 2.76%となっており（グアテマラ中央銀行、2016 年度）、特に農林水産業については 2001 年の 14%から減少するなど、産業構造転換が進んでいることがうかがえる。しかしながら貿易収支については、砂糖、コーヒー、バナナ等を中心とした農産品の輸出に対し、電気機器、ディーゼル、自動車、ガソリン、プラスチック製品等の輸入による赤字構造が定着し、IMF は赤字が 2018 年以降も GDP の 8%程度で推移すると見込んでいる（IMF4 条協議報告、2018 年）。このため、貿易の多角化、またそのための産業の高付加価値化が課題となっている。

グアテマラには約 14 万の企業が登録されており、うち 99%が中小零細企業に分類されている。同国統計局によると、中小零細企業における就業者数は全体の 85.8%を占めているが、中小零細企業連盟によると、中小零細企業の経済活動は GDP の 4 割を占めるにとどまり、雇用人口規模に対して、相対的に経済全体への貢献度が低いことがうかがえる。グアテマラ政府は、中小零細企業の活動を国の社会経済の推進力と位置付け、2012 年から 2016 年を対象とした政権公約「改革のアジェンダ」においても中小零細企業の振興を主軸である「競争力のある開発」に位置付けた。これにより、技術支援や資金アクセス改善等の支援が行われたが、当該セクターの競争力強化は依然として課題と認識されている。特に、中小零細企業振興を担う経済省（MINECO）の中小零細企業開発総局は、金融アクセスの改善、関係する国内外機関との調整、企業技術の発展への貢献をミッションとしているが、企業の品質・生産性向上のための指導を

行う「ファシリテーター」が不足しているため、全国的なサービス提供を見据えた人員体制構築が課題となっている。

(2) 当該国における民間セクターの開発政策と本事業の位置づけ

グアテマラ政府は、2014 年に長期国家開発計画として策定された「カトゥン 2032」において、生産的経済活動を活性化するために、金融アクセスの平等化を優先課題として掲げており、特に農村地域、若年層、女性と併せて、中小零細企業に対する金融アクセスの平等化に重点的に取り組んできた。また、2016 年に発足したモラレス政権は「国家一般政策（2016-2020）」を発表し、同国の生産構造の大部分を占める中小零細企業の振興を政策の柱のひとつとして位置づけ、中小零細企業への金融アクセス環境整備、中小零細企業人材企業家の能力育成や技術支援に向けた各種プログラムの充実化、より大きな企業との連結や市場へのアクセスを見据えた起業や共同組合結成の推進等を図っている。また経済省は、中小零細企業に必要な技術支援を提供する目的で、経営能力の向上を達成するために中小零細企業支援センターを設立し、全国展開を進めている。2016 年以降、米州開発銀行（IDB）や欧州連合（EU）の支援を得て、これまでに 11 センターが設立されている。

(3) 民間セクターに対する我が国及び JICA の援助方針と実績

対グアテマラ共和国国別開発協力方針（2017 年 9 月）では、重点目標として「貧困地域の社会・経済開発」が定められ、中小零細企業を含めた経済開発への支援を行うことで、都市部との格差是正に貢献し、持続的・包摂的成長を促すとしている。また、対グアテマラ共和国 JICA 国別分析ペーパー（2015 年 4 月）においても「地域活性化」が重点課題と分析されており、中小企業振興に係る技術協力等を通じて貧困層の生計維持・向上を図るとしている。このことから、本事業はこれら方針、分析に合致する。

「地域活性化」プログラムでは、これまで主に以下の協力が実施されている。

- 1) 地場産業振興プロジェクト（2010 年～2013 年）
- 2) OVOP 地域広域アドバイザー派遣（2017 年～2019 年予定）

またコスタリカの国立工科大学品質生産センター（現コスタリカ国立技術大学品質・生産性センター（CECAPRO））を実施機関として、2009 年から 2013 年にかけて実施された「中小企業の品質・生産性向上に係るファシリテーター能力向上プロジェクト」は、第三国研修の形態で 38 名のグアテマラ人ファシリテーターを育成している。

(4) 他の援助機関の対応

米州開発銀行（IDB）が、国家競争力プログラム（Programa Nacional de Competitividad de Guatemala, PRONACOM）をカウンターパート（C/P）として実施している借款案件「戦略投資及び生産転換支援プログラム」は、グアテマラ人企業家の取り組みを支援する一環で、11 ある中小零細企業支援センターのうち、8 センターの設立支援を行っている。また、欧州連合（EU）

は、質の高い仕事を提供し若年層の生活の質を向上させることを目的として、「若年層雇用プログラム」を経済省と実施しており、3か所の中小零細企業支援センターの設立を支援している。この他、台湾（ICDF）は、「中小零細企業開発支援能力強化プロジェクト」（2014年～2018年）を通じて、中小零細企業を対象にブランドデザイン及び広報に関する能力強化を行うとともに、中小零細企業支援センターのアドバイザーを対象に起業に係る研修（アントレプレナーシップ・エコシステム、テスト・マーケティング、戦略的計画、起業支援、イノベーション、市場戦略情報等）を実施している。

3. 事業概要

(1) 事業目的（協力プログラムにおける位置づけを含む）

本事業は、グアテマラにおいて、中小零細企業の品質・生産性向上を担うファシリテーターの育成と同人材の活用計画を策定することにより、経済省中小零細企業開発総局のサービス提供体制を強化し、もって中小零細企業に対する品質・生産性向上に係るサービスの持続性強化を図るものである。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

グアテマラシティ及び中小零細企業支援センター所在地（アルタ・ベラパス県、ケツアルテナンゴ県、サン・マルコス県、チキムラ県、バハ・ベラパス県）とする予定であるが、専門家着任後に決定する。

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：経済省中小零細企業開発総局および中小零細企業支援センターの中小零細企業に対する技術支援を担当するアドバイザー

最終受益者：国内中小零細企業の経営者

(4) 事業スケジュール（協力期間）

2019年7月～2022年6月を予定（計36ヶ月）

(5) 総事業費（日本側）

54百万円（概算）

(6) 相手国側実施機関

1) 経済省中小零細企業開発総局 中小零細企業支援センター（CAM-PROMIPYME）

中小零細企業開発総局は、経済省の4総局のうち、中小零細企業開発を担う部署である。社会的及び環境面における責任に配慮しつつ、中小零細企業部門の生産性と競争力を強化するために、金融アクセス及び企業開発サービスを促進することをミッションとする。プロジェクト実施機関となる中小零細企業支援センターは、同総局の一部局である企業開発サービス部の管理下にあり、中小零細企業に必要な技術支援の提供による経

営能力の向上を支援している。現在のところ、全国各地に 10 センターが展開している。各センターでは、センター長（Director）のもと、シニア・アドバイザー、ジュニア・アドバイザー、事務員、実習生等が配置されている。

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

- ① 専門家派遣
- ② 現地コーディネーター
- ③ 第三国研修経費（コスタリカ）
- ④ プロジェクト用事務機材

2) グアテマラ側

- ① プロジェクト・ダイレクター（経済省中小零細企業開発総局担当次官）
- ② プロジェクト・コーディネーター（経済省中小零細企業開発サービス局局长）
- ③ C/P（経済省中小零細企業開発サービス局中小零細企業開発担当者、中小零細企業支援センターのアドバイザー）
- ④ 執務室スペース（経済省本省）

(8) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境に対する影響/用地取得・住民移転

- ① カテゴリ分類（A, B, C を記載）：C
- ② カテゴリ分類の根拠
- ③ 本事業は、産業人材育成にかかる技術協力であるため、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) ジェンダー平等推進/平和構築・貧困削減

特になし。

3) その他

特になし。

(9) 関連する援助活動

1) 我が国の援助活動

2.(3)のとおり、本プロジェクトではコスタリカの CECAPRO への協力を通じて育成された CECAPRO の人材を活用し、グアテマラの関係機関の能力強化を行うことが想定されている。同様に、先の「中小企業の品質・生産性向上に係るファシリテーター能力向上プロジェクト」を通じて育成された 38 名のグアテマラ人のファシリテーターについて

も、現在、本プロジェクトの実施機関に所属する者はいないものの、活動に際してリソースパーソンとして活用することが期待できる。

- 2) 他ドナー等の援助活動
特になし。

4. 協力の枠組み

(1) 協力概要

1) 上位目標と指標

- ① 上位目標：グアテマラにおいて、中小零細企業に、品質・生産性向上に係る支援が継続的に提供される。
- ② 指標：毎年 XX 以上の中小零細企業が、中小零細企業の品質・生産性向上分野において育成されたファシリテーターによる支援サービスを受ける。

2) プロジェクト目標と指標

- ① プロジェクト目標：経済省主導の下で、中小零細企業の品質・生産性向上に係るサービスを提供する役割を担うファシリテーターの活用に係る実施計画が策定される。
- ② 指標：策定された実施計画が本プロジェクトの合同調整委員会（JCC）で承認される。

3) 成果

- ① 研修カリキュラム、研修スケジュール、研修教材を含む品質・生産性向上に係るファシリテーター育成のための研修プログラムが作成される。
＜指標＞
 - ・ 研修プログラムが本プロジェクトの合同調整委員会（JCC）で承認される。
- ② 中小零細企業の品質・生産性向上に係る支援サービスを提供できるファシリテーターが育成される。
＜指標＞
 - ・ ファシリテーター研修受講者のうち、XX 人以上が能力評価認定を受ける。

4) 活動

- 1-1. 品質・生産性向上に係るファシリテーター研修の受講候補者選定のための基準を設定し、設定された基準に従いファシリテーター候補を選定する。
- 1-2. OJT の一環として支援サービスを提供する先の企業の選定基準を設定する。
- 1-3. ファシリテーター研修カリキュラムを作成する。
- 1-4. ファシリテーター研修用教材を作成する。
- 1-5. ファシリテーター研修の受講者の能力評価基準を設定する。
- 1-6. 育成されたファシリテーター活用のための実施計画（育成されたファシリテーターによ

る支援サービス提供のための実施体制・枠組み、支援サービス提供計画及びその予算計画等）を作成する。

2-1.品質・生産性向上に係るファシリテーター候補者のための研修を実施する（選定された企業での OJT 含む）。

* 研修の 1 クールを 1 年半と想定しており、3 年の協力期間において同様の研修を 2 回実施予定。

1 回の研修における受講者数は、× × 名とする。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

グアテマラ政府の中小零細企業振興政策が維持される。

(2) 外部条件（リスクコントロール）

致命的な経済危機が発生せず、生産性・品質の向上が活かされる経営環境と経済環境が維持される。

6. 評価結果

本事業は、グアテマラの開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、また計画の適切性が認められることから、実施の意義は高い。

7. 過去の類似案件の教訓と本事業への活用

(1) 類似案件の評価結果

2009 年から 2013 年にかけてコスタリカで実施された「中小企業の生産性品質向上に係るファシリテーターの能力向上プロジェクト」等では、実施機関である CECAPRO を通じ、38 名のグアテマラ人ファシリテーターが育成された。しかし、現在 38 名の内、本プロジェクトの実施機関である中小零細企業開発総局に所属する者はおらず、国内の中小零細企業に対する成果の再現が完全でない旨が、本プロジェクトの要請書で指摘されている。

(2) 本事業への教訓

本プロジェクトでは、ファシリテーター候補者の選定のためのクライテリア設定が予定されていることから、育成後のサービス提供の持続性に配慮したクライテリアを設定するよう留意する。また活動の一環として、育成されたファシリテーターの活用計画を策定予定であることから、C/P 機関に所属しないファシリテーターの活用を念頭に置いた計画策定を心がけることとする。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. (1) のとおり。

(2) 今後の評価計画

事業終了 3 年後 事後評価

(3) 実施中モニタリング計画

事業開始 3 か月以内	JCC における相手国実施機関との合同レビュー
6 か月ごと	モニタリングシート作成による合同モニタリング
1 年ごと	JCC で進捗状況レビュー
事業終了 6 か月前	終了前 JCC における相手国実施機関との合同レビュー
事業終了時	事業実施完了報告書

9. 広報計画

(1) 当該案件の広報上の特徴

1) 相手国にとっての特徴

中小零細企業支援センターは、産学官民連携により、中小零細企業に必要な技術支援を提供することを通じて経営能力を向上させることを主目的としており、また経済省は同センターの全国展開を進めているため、広報材料としての有効性が高い。

(2) 広報計画

プロジェクトで広報方針について協議し、計画を策定する。

案件概要表

草の根技協（パートナー型）

2019 年 09 月 11 日 現在

主管区分：国内機関主管案件

北陸センター

案件名	(和) ティカル国立公園への観光回廊における人材育成と組織化支援プロジェクト (英) Development of Human Resources and Support of Self-Organization Project in Tikal National Park Tourist Corridor
対象国名	グアテマラ
分野課題 1	その他-その他
分野課題 2	
分野課題 3	
分野分類	その他-その他-その他
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	ティカル国立公園への観光回廊コミュニティ
署名日(実施合意) (*)	2017 年 05 月 24 日
協力期間 (*)	2017 年 06 月 30 日 ～ 2022 年 03 月 31 日
相手国機関名 (*)	(和) 文化・スポーツ省 (英) VICE MINISTRY OF CULTURAL AND NATURAL HERITAGE OF MINISTRY OF CULTURE AND SPORTS

プロジェクト概要

・背景

世界遺産であるティカル国立公園の文化・自然資源を活用して周辺コミュニティの生活向上を目指すプロジェクトを実施したところ、研修受講による生活向上手段の習得や世界遺産に対する意識の変容で一定の成果を得られた。しかし、習得した技術で製作した製品を事業化するための住民グループの組織化、事業終了後も活動を持続するための体制作り、乱伐・火災からティカル国立公園内の熱帯林を守るために生物文化多様性の保全

策が必要なことが認識された。それらの問題解決のために住民への人材育成と組織化の支援を骨格とした新たな活動が必要であると考えられる。

・上位目標

世界複合遺産「ティカル国立公園」への観光回廊コミュニティの住民が、世界遺産についての意識を改革し、その活用により経済状況や生活環境が向上することによって、ティカル国立公園の文化資源と自然資源が持続可能な形で保護・活用される。

・プロジェクト目標

ティカル国立公園の近隣住民が世界遺産を活用した生活向上や生物文化多様性に配慮した環境維持のための活動を行うと同時に、連携する諸機関と協力しながらその活動を自主的に継続してゆける体制を形成する。

・成果

- 1.各種研修を通してコミュニティ住民の人材育成を行い、住民グループを率いる人材が養成される。
- 2.連携機関とのワーキンググループ形成とジェンダーに配慮した経済活動グループの組織化が促進される。
- 3.文化遺産・自然遺産への知識が習得され、文化遺産・生態系保全活動が実施される。

・活動

- 1-1.組織を担い活動を継続発展させる人材を選定する。
- 1-2.本邦研修を実施する（金沢・能登・五箇山を中心として実施）。
- 1-3.第三国研修を実施する（ホンジュラス、エルサルバドルで実施）。
- 1-4.経済活動と結びつく技能習得研修を実施する（観光客向け販売製品製作、文化遺産ガイド、自然ガイド等）。
- 1-5.国内 NGO やグアテマラでも活動する日本の NGO と連携した特産品の創生支援を行う（特産品創生の研修、ワークショップ等）。
- 2-1.連携機関との間でワーキンググループを形成する。
- 2-2.グアテマラ連携機関との連携ネットワーク構築支援を行う（活動終了後の技能研修の継続を目標）。
- 2-3.観光をターゲットとするマーケティング支援を行う。
（マーケティング研修）
- 2-4.リーダーによる住民の経済活動グループの組織化支援を行う（既存経

済活動グループの活動支援、研修サポート）。

3-1.世界遺産保護に結び付く児童・生徒の野外体験教育研修を実施する。

3-2.自然資源研修：生態系保全活動（植林・植樹、森林火災防止の啓発活動等）を実施する。

3-3.文化資源研修：ティカル遺跡発掘修復技能研修（遺跡修復、遺物整理、保存修復研修、考古学理解促進）を実施する。

・投入

・日本側投入

プロジェクトマネージャー

プロジェクトマネージャー補佐

国内調整員

国内協力員

現地調整員

現地協力員

業務補助員

コミュニティ開発/起業・経営管理/マーケティング専門家

金沢大学教員

短期コンサルタント

・相手国側投入

プログラム共同ディレクター（文化自然遺産局長）

プログラム共同副ディレクター（人類学歴史学研究所長）

公園技術スタッフ（ティカル国立公園）

現地コミュニティ代表

・外部条件

実施体制

・現地実施体制

金沢大学

ティカル国立公園

農牧省（MAGA）

フローレス市役所

観光庁（Inguat）

野生動物保護協会（WCS、Wildlife Conservation Society）

国立サンカルロス大学

テル・バジェ大学

UNESCO グアテマラ事務所

・ 国内支援体制（*）

金沢大学

関連する援助活動

・ 我が国の援助活動

・ 他ドナーの援助活動

（*）該当する場合のみ記載